

日本学術振興会 リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 平成 31 年度（2019 年度）分参加者募集要項

平成 30 年（2018 年）6 月
独立行政法人 日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国における学術の将来を担う国際的視野、経験に富む優秀な研究者を育成するため、若手研究者が「リンダウ・ノーベル賞受賞者会議」*に参加することを支援します。

* リンダウ・ノーベル賞受賞者会議の概要については、「16. 参考：リンダウ・ノーベル賞受賞者会議について」を参照

2. 対象研究分野

物理学関連分野

3. 申請資格

参加支援を受ける研究者は、下記の（1）及び（2）の要件を満たす必要があります。

- （1）日本国籍を持つ者又は我が国に永住を許可されている外国人であって、申請時に我が国の大学等学術研究機関等*（以下、「国内の研究機関等」という。）又は海外の大学等学術研究機関等（以下、「海外の研究機関等」という。）に所属し、本会からリンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会への推薦時に国内又は海外の研究機関等の博士課程学生**又はポスドク研究者（博士の学位取得後 5 年以内の者）であること。

*我が国の学術研究機関：

以下に掲げる我が国の科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されている研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

** 「博士課程学生」とは博士課程後期（又はそれに相当する課程）に在学する者を指します（会議開催時までには博士課程後期に進学する予定の者も含む）。

- （2）過去に本会議に参加したことがなく、会議開催時に 35 歳以下であること。

4. 推薦予定数

12名以内

5. 会議の開催期間

平成31年（2019年）6月30日（日）～7月5日（金）

* 全日程に参加することが求められます。

6. 本会が負担する経費

本会規程に基づき、次の経費を負担します。

(1) 所属機関から会場への往復交通費

外国旅費・内国旅費

(2) 会議参加費

主催者が定める会議参加費（主催者が提供する宿泊施設の使用に要する経費・食事が含まれる）

7. 申請手続

(1) 電子申請システム

申請は、本会のホームページの電子申請システムにより行ってください。

* 下記(2)に定める通り、我が国に永住を許可されている外国人は、申請登録時の添付書類のうち郵送で提出するものについては、電子申請システムではなく、郵送（配達証明ができる方法）により本会に提出願います（申請受付期間内必着）。

電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ

(http://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html) を参照してください。

なお、海外の研究機関等に所属する申請者を除き、すでに国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

1) 国内の研究機関等に所属する申請者：

① 申請者本人による手続

申請受付期間内に本会の電子申請システムにおいて申請登録を行ってください。なお、申請にあたっては国内の所属機関による電子申請システム上の承認が必要となります。

また、我が国に永住を許可されている外国人については、申請登録時の添付書類のうち郵送で本会に提出する書類を、所属機関長が定めた期間内に、所属機関事務局等宛提出願います。

②申請者の所属機関による手続き：

申請者の所属機関の事務担当者は、申請者により電子申請システムに登録された申請書の内容を確認し、申請書の承認又は却下の手続きを行ってください。

また、郵送で本会に提出することが必要なものがある場合、申請者から提出された添付書類を取りまとめたうえ、申請受付期間内に本会あて配達が証明できる方法にて提出願います。

2) 海外の研究機関等に所属する申請者：

申請にあたり、本会他事業ですでに取得している場合であっても、申請者の ID・パスワードを直接本会に申請してください。なお、ID・パスワードの申請及び発行は郵送にて行いますので、時間に余裕をもって準備してください。

(申請手続：http://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/shinsei_top.html#a1)

申請受付期間内に本会の電子申請システムにおいて申請登録を行うと同時に、申請登録時の添付書類のうち郵送で本会に提出することが必要なものを、申請受付期間内に本会宛配達が証明できる方法にて提出願います。

(2) 申請登録時の添付書類

①電子申請システムを通じて提出するもの：

- ・申請内容ファイル（申請者作成）
- ・推薦書（推薦者作成）

（本会指定の様式で作成してください。なお、推薦者の署名については自署とします。ただし、電子画像による署名もしくは原本の PDF でも可とします。）

②郵送で提出するもの：（我が国に永住を許可されている外国人のみ該当）

在留資格の明記された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等日本に永住を許可されていることを証明する書類正本 1 部

(3) 申請締切日

平成 30 年（2018 年）8 月 10 日（金）17:00

（国内の研究機関等においては、上記本会の期限より前に、機関内での締切日を設定していることがありますので、申請者は注意してください。）

8. 申請に際しての注意事項

- ・申請書及び添付書類の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象外とし、また、当該申請者が本事業に採用された後に、同様の記載が発見された場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講じます。
- ・本会の他の事業に現在採用されているか、あるいは過去5年間に採用されたことがある者は、電子申請システムの所定の欄に当該事業名と研究課題、採用期間等を記載してください。

9. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 専門的な学会誌・国際会議等での掲載・発表等の優れた学術業績があること（ファースト・オーサーとしての論文掲載や国際会議等での口頭発表経験があることなどが望ましい）。
- ② 当該分野での研究の将来を担う優れた研究者となることが期待できること。
- ③ 本会議への参加により、海外の若手研究者との交流を深め、専門分野のみならず、学際的な共同研究や国際的な人的ネットワーク形成の担い手に成長することが期待できること。
- ④ 本会議に参加する目的が具体的かつ明確であり、十分な英語力があること。
- ⑤ 所属機関や研究分野などのバランスに配慮し、参加者の多様性を確保する。

10. 選考及び結果の通知

本会国際事業委員会書面審査員による書面審査及び同委員会による合議審査に基づき、推薦の可否を決定し、その結果を、平成30年（2018年）10月頃に、国内の研究機関等に所属する申請者については所属機関長宛に通知します。海外の研究機関等に所属する申請者については、本人へ直接通知します。

なお、選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

1 1. 派遣決定までの流れ

本会は国内選考後、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会に候補者推薦を行います。本会からの推薦後、同評議会に候補者本人がインターネットを通じて申請書を提出します。

その後同評議会における審査を経て正式に会議参加者が決定となります。そのため、本会の推薦をもって会議参加が確定するということではありませんので、その旨ご承知おきください。

募集から採用決定までのスケジュール（予定）

《第1段階：日本学術振興会における審査（日本からの推薦者の決定）》

平成30年（2018年）

- | | |
|-----|--|
| 6月 | 募集要項の公表
電子申請システムで申請受付開始 |
| 8月 | 申請締切 |
| 9月 | 書面審査 |
| 10月 | 国際事業委員会（リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会へ推薦する候補者の決定） |
| 10月 | 選考結果の通知 |

《第2段階：リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会における審査（会議参加者の決定）》

- | | |
|-----|---|
| 10月 | 日本学術振興会からリンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会に候補者の推薦 |
| 12月 | リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会から候補者にログインパスワードの送付 |
| 12月 | インターネットを通じて候補者本人がリンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会に申請書提出 |

平成31年（2019年）

- | | |
|----|--------------------------------|
| 1月 | リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会において審査 |
| 2月 | メールにてリンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会から結果の通知 |

1 2. 参加者の義務

参加者は、会議終了後、指定された期日までに本会に報告書を提出してください。

13. 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究教育活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の適正な使用等については、別紙（「研究資金の適正な使用等について」）をご参照ください。

14. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採用された場合、参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名及び参加報告書等が、本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

15. その他

本会は、本会議参加期間中（参加のための移動期間を含む）に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。

16. 参考：リンダウ・ノーベル賞受賞者会議について

（1）会議概要

本会議は、世界各国の若手研究者の育成を目的として1951年に開設され、毎年リンダウ（Lindau：ドイツ南部のボーデン湖に面する保養地）において1週間程度の日程で開催されている。毎回30名程度のノーベル賞受賞者が招かれ、各国から集った若手研究者に対して講演を行うとともに、参加者とのディスカッションに応じるというものであって、若手研究者にとっては、受賞者と昼夜親しく接して大きな知的刺激を受けると同時に、諸国の仲間とのネットワークを形成する絶好の機会となっている。

物理学、化学、生理学・医学の3分野から、毎年左の順序で1分野を対象とする会議がローテーションで行われるが、5年ごとにこのローテーションを止めて、3分野合同会議が挟み込まれる。また、3分野合同会議が開催される場合を除き、2～3年ごとに経済学分野が追加的に開催される。平成31年（2019年）には、物理学分野での会議が予定されている。

(2) 主催者

- ・リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会
- ・リンダウ・ノーベル賞受賞者会議基金

(3) 参加人数

- 3分野合同会議：約 700 名
- 自然科学分野会議：約 600 名
- 経済学分野会議：約 400 名

(4) 会議日程

- 毎年 6 月末から 8 月下旬の 1 週間
- 午前：ノーベル賞受賞者による講演
- 午後：ノーベル賞受賞者と若手研究者のディスカッション

(5) 参加方法

リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会と連携関係を持つ各国の学術研究機関等が国内の参加希望者を取りまとめ、参加候補者の推薦を行う。個人が直接リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会に参加申請を行うことは認められていない。

各国から候補者の推薦を受けたリンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会が、最終的な参加者を審査の上決定する。

日本においては、日本学術振興会がリンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会及びリンダウ・ノーベル賞受賞者会議基金と協定を結び、自然科学分野については 12 名、経済学分野については 4 名、3 分野合同会議については 15 名をそれぞれ上限として、博士課程大学院生及びポストドク研究者を推薦することとなっている。

(6) その他

- リンダウ・ノーベル賞受賞者会議ホームページ
(<http://www.lindau-nobel.de/>)

17. 書類の送付先及び連絡先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 国際事業部
研究協力第一課 リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業担当
電話：03-3263-2407
E-mail: lindau@jsps.go.jp

研究資金の適正な使用等について

2018年1月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

（1）不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（2）研究資金の不正使用等に対する措置

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号。以下、「規程」という。）に基づき、研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、交付した研究資金（※1）の不正使用等（※2）を行った研究者等（※3）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「研究資金」とは、振興会が交付するすべての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。

※2 ここでの「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資

金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※3 不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
 - ・偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
 - ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反して使用を行った研究者。
- ① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。
 - ② 措置の対象者が研究代表者（コーディネーター、主担当研究者等）として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者（コーディネーター、主担当研究者等）となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
 - ③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管する全ての研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、別表に定める期間交付しないものとする。

なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の（１）～（３）において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

- （１）国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金
- （２）前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（平成26年2月18日改正）対象制度
- （３）「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

（３）措置の報告、公表

振興会は、不正使用等に対して決定した措置について、文部科学省に速やかに報告します。また、振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表します。

別表（第16条第1項第3号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1.以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV 不正使用に直接関係していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

- (1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。
- (2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。

平成30年度中に公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成30年6月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100~250万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内 (対応機関により異なる)	共同研究:1~3年 セミナー:1週間以内 (対応機関により異なる)	全地域	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
	特定国派遣研究者事業 (人物交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	6~24カ月 (派遣国、対応機関による)	フィンランド、ノルウェー	原則、全分野	9月	研究者
	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(JRPs-PIRE) (国際企画課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を図るための国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	5年	米国	全分野	未定	研究者
	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(JRPs-ORA) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州4か国(フランス、ドイツ、英国、オランダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2~3年	フランス、ドイツ、英国、オランダ	社会科学	未定	研究者
	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	スイス	数物系科学、化学、工学、農学	予備申請6月、本申請11月	研究者
	国際共同研究事業 ドイツとの国際共同研究プログラム(JRPs-LEAD with DFG) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がドイツの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	ドイツ	募集回ごとの分野	6月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月(予定)	所属機関または部局長
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年(再申請は4年)	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度 800万円以内/年度	5年 3年	全地域 アジア・アフリカ	全分野 全分野	10月 10月	所属機関または部局長
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	4日間	ドイツ・米国と共催(開催地:日本)	社会科学・自然科学の全分野	12月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課)	アジア太平洋アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋アフリカ地域	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月6月10月1月	受入研究者
	外国人招へい研究者長期 (人物交流課)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
	外国人招へい研究者短期 (人物交流課)	中堅以上(教授級)の優れた研究業績を有する諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	外国人招へい研究者短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある諸外国の研究者を我が国に招へいし、受入機関全体の研究活動への助言・協力及び関連するその他の学術研究機関においての講演会等を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	3年以内	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者